令和3年1月28日 任 用 給 与 課

令和2年度給与改定交渉 妥結内容の概要

事項	概 要	実施時期
例月給の改定	〇 改定見送り ※報告どおり	_
退職手当制度の見 直 し	 ○ 基本額の算定に係る特例を導入 ・対象 年度末年齢 56 歳以降の在職期間に希望降任等の理由(減額改定等を除く)で給料月額が減額され、かつ、当該減額前の給料月額のうち最も多いもの(ピーク時給料月額)が退職の日における給料月額より多い職員 ・算定方法次のア・イの額を合計アピーク時給料月額に、ピーク時までの勤続期間に対応する支給率を乗じて得た額イ退職の日における給料月額に、退職の日までの勤続期間に対応する支給率から上記アにおける支給率を控除した割合を乗じて得た額 	R3. 3. 31 以降の退職 者
勤務時間制度の見直し (出 先 事 業 所)	 ○ 正規の勤務時間の割振り及び休憩時間 ・始業開始時間 午前7時~午前11時(時間帯9本) ・休憩開始時間 午前11時30分~午後1時(時間帯4本) ・時差勤務を導入している職場の全職員を対象 ○ フレックスタイム制の対象 ・時差勤務(上記の設定)を導入している職場の全職員を対象 	R 3. 4. 1
夏 季 休 暇 の取得期間の拡大	 ○ 取得期間 7月1日~9月30日 ⇒ 5月1日~11月30日 ○ 対象 令和3年7月1日~9月30日の間に取得可能である職員 	R 3年度
会計年度任用職員に係る休暇の見直し	下記の休暇における報酬の取扱いを有給化・母子保健健診休暇・妊婦通勤時間	R 3. 4. 1
会計年度任用職員の 妊産婦休養の見直し	○ 妊産婦休養における報酬の取扱いを有給化・妊娠中の職員で、医師等の指導により休養等の必要があるとされた場合に認められる職免・妊娠中及び出産後1年を経過していない職員で、医師等の指導により勤務時間短縮の必要があるとされた場合の職免	R 3. 4. 1